

# 堺市教育大綱 (案)

令和 8 (2026) 年 月

堺市

## 目 次

1. 位置づけ	1
2. 計画期間	2
3. 基本理念	2
4. 重要方針	2
I　堺の歴史文化を受け継ぎ、広い視野を身につけ、自ら未来を切り拓く	3
II　自分を大切にし、違いを認め合い、ともに成長する	4
III　児童生徒や教員の力を伸ばす	5
5. 大綱の推進	6

# 1. 位置づけ

## 【法的位置づけ】

堺市教育大綱（以下「大綱」という。）は教育基本法の理念や教育の目的を踏まえ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づき、地方公共団体の長が策定する大綱として位置づけられ、堺市総合教育会議における協議・調整を経て策定するものです。

総合教育会議で調整された大綱は地方公共団体の長と教育委員会の双方に尊重義務があります。

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 <抜粋>

#### (大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

#### (総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

### 教育基本法 <抜粋>

#### (教育の目的)

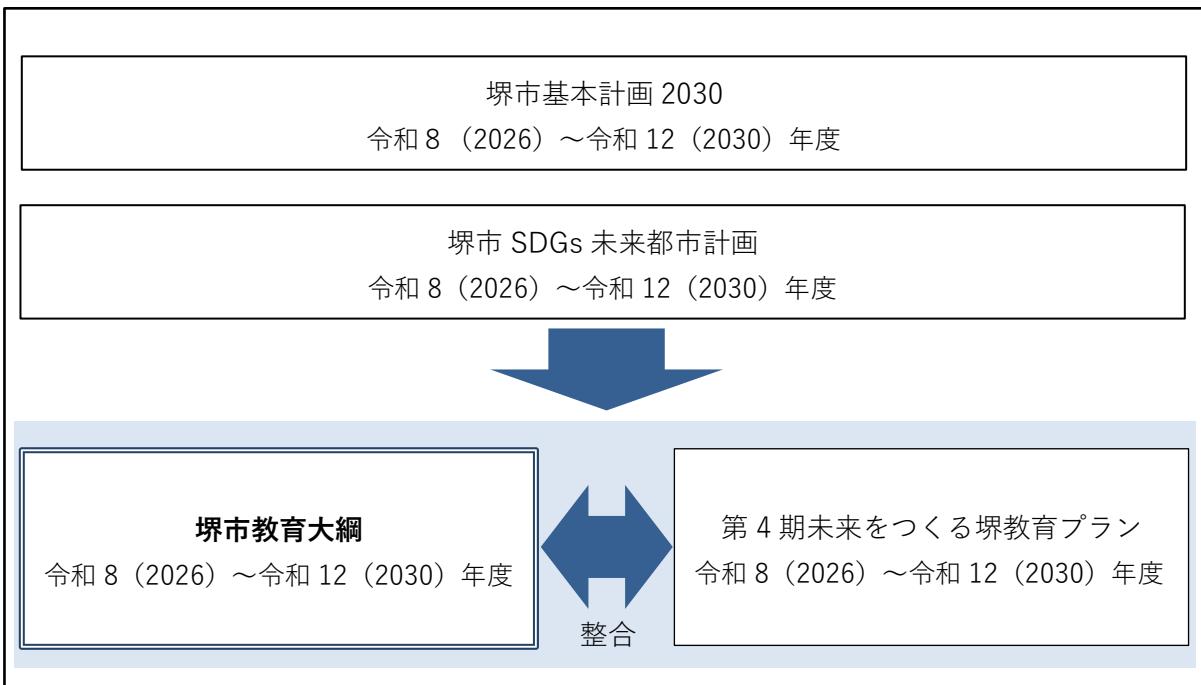
第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

#### (教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

## 【堺市における位置づけ】

大綱は「堺市基本計画 2030」や「堺市 SDGs 未来都市計画」を踏まえ、教育委員会が策定する「第 4 期未来をつくる堺教育プラン」と整合するものです。



## 2. 計画期間

令和 8 (2026) 年度から令和 12 (2030) 年度までの 5 年間を大綱の期間とします。

## 3. 基本理念

未来を切り拓き、個々の幸せを実現する堺の教育

## 4. 重要方針

基本理念のもと、3 つ的重要方針を定めます。

- I 堺の歴史文化を受け継ぎ、広い視野を身につけ、自ら未来を切り拓く
- II 自分を大切にし、違いを認め合い、ともに成長する
- III 児童生徒や教員の力を伸ばす

## I 堺の歴史文化を受け継ぎ、広い視野を身につけ、自ら未来を切り拓く

子どもが自ら未来を切り拓くため、私たちが暮らす堺の歴史や文化に触れて郷土や国を愛する心を育み、基礎学力やこれからの時代に必要な知識・教養、自ら考え表現する力を身につけることができるよう取組を推進します。

またその土台となる心と体の健やかな成長を支えます。

### ◆堺の歴史を知り、伝統や文化、イノベーション精神など堺の土台を継承して子どもの可能性を伸ばす

堺は古くから世界と交流し「ものの始まりなんでも堺」と謳われるほどイノベーション精神に溢れ様々な新しいものを生み出してきました。子どもが世界や様々な分野に視野を広げ可能性を伸ばすことができるよう、堺が有する貴重な歴史を学び、伝統や文化、イノベーション精神などの堺の土台を継承します。

### ◆子どもが基本的な学力を確実に習得し、英語やICTなどこれからの時代に必要な手段を使いこなす力を身につける

今後変化する時代や社会の中で求められるものは多岐にわたります。子どもが基礎学力を確実に習得した上で社会の一員として必要な知識・教養を身につけられるように取り組みます。コミュニケーションツールとしての英語や情報社会に適応できるICT教育などグローバル化やデジタル化が進む未来において必要となる力を身につけられるよう、積極的に取組を推進します。

### ◆子どもが自ら考え、創造し、表現する力を身につける

子どもが可能性を最大限発揮するためには自ら考え、自らの将来を創造し、表現する力を身につけることが大事です。学習の基礎となる読解力と集中力、自分の意見や思いを的確に他者に伝える力（表現力）を身につけることができるよう取組を推進します。

### ◆健やかな成長を支え、創造的な活動をする心と体を育む

子どもが健やかに成長し創造的な活動を行うためには心も体も健康であることが大切です。感動する心や豊かな人間性を育み、地域との連携によるスポーツや文化の振興、体力・運動能力の向上に取り組みます。

## II　自分を大切にし、違いを認め合い、ともに成長する

こどもたちがともに成長するため、自尊心を高め自らを理解することで多様性を理解し、他者にも思いやりを持つことができる取組を推進します。

健やかな成長を支えるため、いじめや児童虐待からこどもを守り、置かれた状況に関わらず学びの機会を確保します。

### ◆多様性を受け入れ、自他ともに認め、大切にする心を養う

SNS の普及等により様々な情報が溢れ人と人との関係性が複雑化する社会において、こどもが自立し成長するためには、自尊感情を育成し多様性を認める心を養うことが重要です。生きることの目的・目標を持ち達成することの喜びを感じられる自尊心を高める取組や、自らの個性を見つめることで他者に対しても違いを許容し思いやりを持つことができる取組を推進します。

### ◆いじめや児童虐待への対応を強化する

こどもの健やかな成長を支えるためには心身に重大な影響を与えるいじめや児童虐待から守ることが不可欠です。校長がリーダーシップを発揮し、学校全体として組織的に対応します。あわせて相談機能を充実・強化し、市長部局や教育委員会、地域、警察、弁護士などが強固な連携のもと、それぞれが持つ専門知識やネットワークなどを活用していじめや児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に積極的に取り組み、早期解決を図ります。

### ◆すべてのこどもの置かれた状況に関わらず、学びの機会を確保する

障害の有無や不登校などこどもの状況や家庭の経済環境などに関わらず着実に学ぶことができるよう、ICTなどの様々な手段を活用しながら学びの機会を確保します。

### III 児童生徒や教員の力を伸ばす

子どもの学ぶ環境を整えるため、学習環境に偏りがないよう、将来を見据えながら校区の見直しを含めた学校規模の適正化に着実に取り組みます。また教員が児童生徒に深く向き合えるよう多忙化を解消し、熱意を持って指導できる教員の育成に力を入れます。

行政をはじめ多様な主体が協力し、子どもの学びや育ちを支えます。

#### ◆児童生徒にとって効果的な教育環境を構築する

将来の堺市的人口動態を見据え学校規模とクラス人数の効果的なバランスを考え、児童生徒数の変化による教育課題に的確に対応するため、校区の見直しを含めた学校規模の適正化に着実に取り組み、学校間における学習環境の偏りがない効果的な教育を行うことができる環境を整えます。

児童生徒が安全・安心かつ良好な環境で学べるよう、学校施設の充実に取り組みます。

#### ◆多忙化を解消し、熱意と指導力を持つ教員を育成する

時代の変化により教職員に求められる役割は増加しています。ICTを最大限に活用した校務の効率化などによる教職員の働き方改革を推進することにより多忙化の解消を図り、児童生徒とより深く向き合い関わることのできる環境を確保します。

経験年数の少ない教員などが信頼され、熱意と指導力を持って児童生徒と向き合うことができるよう、育成に力を入れます。

#### ◆子どもの学びや育ちを支える

子どもが学校で過ごす時間だけでなく家庭教育や社会教育の場など様々な機会を通じて学び健やかに育つことができるよう、家庭や行政、地域、企業、大学などが協力し、子どもの学びを支える環境を充実します。

教育委員会だけでなく市長部局の各部局が専門とする分野を活かした子どもに対する支援を行います。

子どもが年齢や発達の程度に応じて意見を表明する機会を確保し、その意見を様々な取組に反映します。

## 5. 大綱の推進

大綱を推進する上での行動指針及び運用手法を定めます。

### I 課題に対し前向きに挑戦する

こどもたちにより良い教育を提供するため、厳しい目で現状を見つめ直し組織全体で危機感を共有した上で、教育に関わるすべての職員が強い意志と責任感を持って様々な課題に対し前向きに挑戦します。

### II エビデンスに基づく事業立案を強化する

事業をより効果的・効率的に進めるため、データ等のエビデンスに基づく事業立案を強化します。また事業実施後は速やかに効果を検証し、適宜見直しを行うことで更なる充実を図ります。

### III 総合教育会議で協議し、方向性を一にして推進する

毎年度の総合教育会議において重要方針に掲げる各項目について協議し、認識の共有を図りながら教育委員会と市長部局が方向性を一にして大綱を着実に推進します。教育委員会は総合教育会議で協議した内容が各学校で円滑に実施されるよう、責任を持って必要な支援や指導を行います。

## 堺市教育大綱

令和 8 (2026) 年 月

堺市 市長公室 政策企画部 政策推進課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

電話：072-228-7517 FAX：072-222-9694

メール：seisaku@city.sakai.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市配架資料番号 ○-○-○-○



議題 次期堺市教育大綱  
【参考】

# 堺市教育大綱

令和 3 (2021) 年 2 月  
堺市

## 目 次

---

1. 位置づけ .....	1
2. 計画期間 .....	2
3. 基本理念 .....	2
4. 重要方針 .....	2
I    堺の歴史文化を受け継ぎ、広い視野を身につけ、自ら未来を切り拓く .....	3
II   自分を大切にし、違いを認め合い、ともに成長する .....	4
III  児童生徒、教員の力を伸ばす .....	5

## 策定にあたって

我が国を取り巻く環境は、人口減少や高齢化の進行、ICTをはじめとする技術革新、グローバル化の一層の進展など、めまぐるしく変化し続けています。また、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた普遍的な国際目標であるSDGsの達成や、相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を認め合える全員参加型の共生社会の形成に向けた取組が求められています。

令和2（2020）年には新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、私たちの暮らしに多大な影響を及ぼしました。学校教育の現場においても、臨時休業措置中の教育のあり方など様々な難しい課題に直面しました。このような不測の事態が生じた際でも学びを止めない教育環境を構築することが必要です。

このような先行きが不透明な状況であっても、子どもが自ら未来を切り拓き、それぞれの幸せを実現することができるよう、「自立し、これからの時代を生き抜くための可能性を伸ばす」、「自分を大切にし、相手を思いやる」、「時代の流れに対応した教育を実践する」、「全ての分野でICTを徹底的に活用する」の考えを基本に、私の学校教育に臨む姿勢を示すものとして、教育委員会と十分議論を行い、新たに「堺市教育大綱」を策定しました。

堺という場所は、日本の長い歴史を振り返っても独特の発展を遂げてきた地域です。堺の歴史を深く知ることで、子どもたちが堺で学ぶ意味を感じ、自らの可能性を広げてほしいと考えています。また、広い視野を持ち、社会の多様性を理解することも欠かせません。自他ともに尊重しながら健やかに成長してほしいと願います。上記を満たすために、子どもの学びを支える環境を整えることに注力します。

学校教育を所掌する教育委員会と、福祉や子育てなどの分野を所掌する市長部局が本大綱に沿って相互に連携し、家庭や地域など教育に関わるすべての方々と協力して、ここに掲げた目的を達成するために着実に取組を推進します。

令和3（2021）年2月

堺市長 永藤英機

## 1. 位置づけ

### 【法的位置づけ】

堺市教育大綱（以下、「大綱」という。）は、教育基本法の理念や教育の目的を踏まえ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づき、地方公共団体の長が策定する大綱として位置づけられ、堺市総合教育会議における協議・調整を経て策定するものです。

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 <抜粋>

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
  - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一 地方公共団体の長
  - 二 教育委員会

### 教育基本法 <抜粋>

（教育の目的）

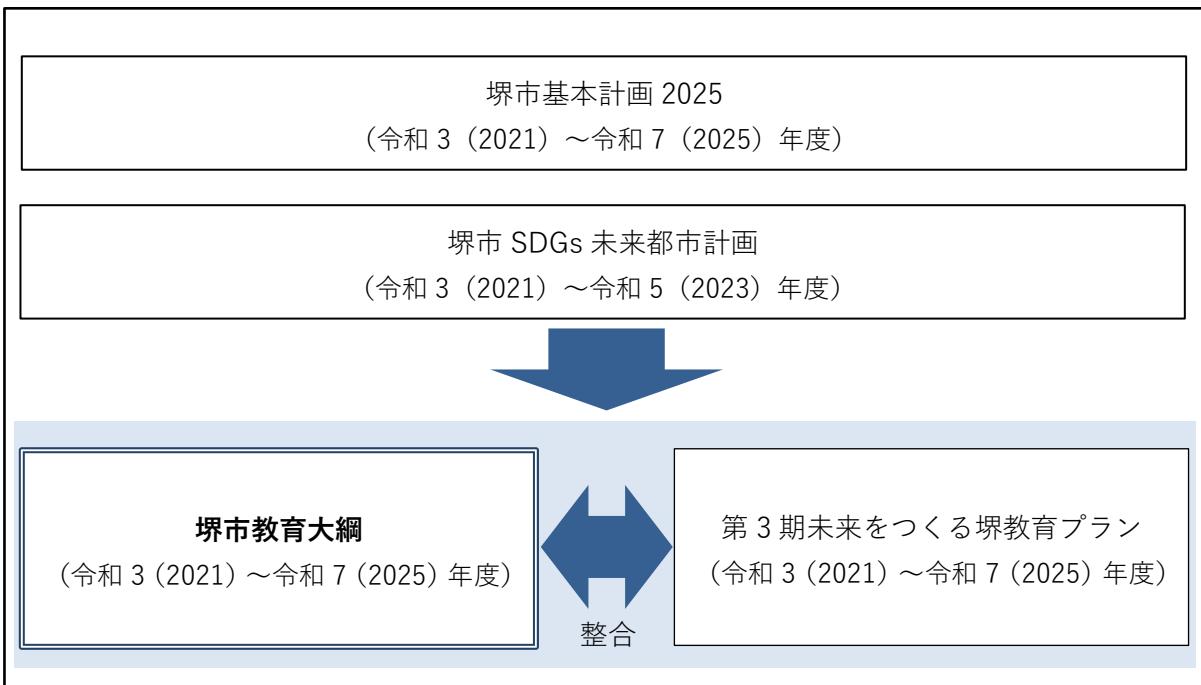
第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

## 【堺市における位置づけ】

大綱は、「堺市基本計画 2025」や「堺市 SDGs 未来都市計画」を踏まえ、教育委員会が策定する「第3期未来をつくる堺教育プラン」と整合するものです。



## 2. 計画期間

令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間を大綱の期間とします。

## 3. 基本理念

未来を切り拓き、個々の幸せを実現する堺の教育

## 4. 重要方針

基本理念のもと、3つの重要方針を定めます。

- I 堺の歴史文化を受け継ぎ、広い視野を身につけ、自ら未来を切り拓く
- II 自分を大切にし、違いを認め合い、ともに成長する
- III 児童生徒、教員の力を伸ばす

## I 埼の歴史文化を受け継ぎ、広い視野を身につけ、自ら未来を切り拓く

子どもが自ら未来を切り拓くため、私たちが暮らす埼の歴史や文化に触れて郷土や国を愛する心を育み、基礎学力やこれからの時代に必要な知識・教養、自ら考え、表現する力を身につけることができるよう取組を推進します。

また、その土台となる心と体の健やかな成長を支えます。

### ◆埼の歴史を知り、伝統や文化、イノベーション精神など埼の土台を継承して子どもの可能性を伸ばす

埼は、古くから世界と交流し、「もののはじまりなんでも埼」と言われるほどイノベーション精神に溢れ、様々な新しいものを生み出してきました。子どもが世界や様々な分野に視野を広げ、可能性を伸ばすことができるよう、全国的にも類稀な埼の歴史を学び、伝統や文化、イノベーション精神などの埼の土台を継承します。

### ◆子どもが基本的な学力を確実に習得し、英語やICTなどこれからの時代に必要な手段を使いこなす力を身につける

今後変化していく時代や社会の中で求められるものは、多岐にわたります。子どもが、基礎学力を確実に習得した上で、社会の一員として必要な知識・教養を身につけられるよう取り組みます。コミュニケーションツールとしての英語や情報社会に適応できるICT教育などグローバル化や超スマート社会の到来により必要となる力を身につけられるよう、積極的に取組を推進します。

### ◆子どもが自ら考え、創造し、表現する力を身につける

子どもが可能性を最大限発揮するためには、自ら考え、自らの将来を創造し、表現する力を身につけることが大事です。学習の基礎となる読解力と集中力、自分の意見や思いを的確に他者に伝える力（表現力）を身につけることができるよう、取組を推進します。

### ◆健やかな成長を支え、創造的な活動をする心と体を育む

子どもが健やかに成長し、創造的な活動を行うためには、心も体も健康であることが大切です。感動する心や豊かな人間性を育み、地域との連携によるスポーツや文化の振興、体力・運動能力の向上に取り組みます。

## II　自分を大切にし、違いを認め合い、ともに成長する

子どもたちがともに成長するため、自尊心を高め、自らを理解することで多様性を理解し、他者にも思いやりを持つことができる取組を推進します。

健やかな成長を支えるため、いじめや児童虐待から子どもを守り、置かれた状況に関わらず、学びの機会を確保します。

### ◆子どもが自他ともに尊重できる心を養う

インターネットの普及により様々な情報が溢れ、人ととの関係性が複雑化する社会において、子どもが自立し成長するためには、自尊感情を育成し、多様性を認める心を養うことが重要です。生きることの目的・目標を持ち、達成することの喜びを感じられる自尊心を高める取組や、自らの個性を見つめることで他者に対しても違いを許容し、思いやりを持つことができる取組を推進します。

### ◆いじめや児童虐待への対応を強化する

子どもの健やかな成長を支えるためには、心身に重大な影響を与えるいじめや児童虐待から守ることが不可欠です。相談機能の充実・強化、市長部局、教育委員会、地域、警察、弁護士などが強固な連携のもと、それぞれが持つ専門知識、ネットワークなどを活用して、いじめや児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に積極的に取り組み、早期解決を図ります。

### ◆すべての子どもの置かれた状況に関わらず、学びの機会を確保する

障害がある子どもや不登校の子ども、家庭の経済環境など子どもの状況や取り巻く環境は様々であり、新型コロナウィルス感染症など想定外の事態が生じる場合もあります。すべての子どもが置かれた状況に関わらず着実に学ぶことができるよう、ICTなどの様々な手段を活用しながら学びの機会を確保します。

### III 児童生徒、教員の力を伸ばす

子どもの学ぶ環境を整えるため、学習環境に偏りがないよう、将来を見据えながら校区の見直しを含めた学校規模の適正化に取り組みます。また、教員が児童生徒に深く向き合えるよう多忙化を解消し、熱意をもって指導できる教員の育成に力を入れます。

行政をはじめ多様な主体が協力し、子どもの学びや育ちを支えます。

#### ◆児童生徒にとって効果的な教育環境を構築する

将来の堺市的人口動態を見据え、学校規模とクラス人数の効果的なバランスを考え、児童生徒数の変化による教育課題に的確に対応するため、校区の見直しを含めた学校規模の適正化に取り組み、学校間における学習環境の偏りがない効果的な教育を行うことができる環境を整えます。

児童生徒が安全・安心かつ良好な環境で学べるよう、学校施設の充実に取り組みます。

#### ◆熱意と指導力を持つ教員を育成する

時代の変化により、教職員に求められる役割は増加しています。ICTを最大限に活用した校務の効率化などによる教職員の働き方改革を推進することにより、多忙化の解消を図り、児童生徒とより深く向き合い、関わることのできる環境を作ります。

経験年数の少ない教員などが、信頼され、熱意と指導力を持って児童生徒と向き合うことができるよう、育成に力を入れます。

#### ◆子どもの学びや育ちを支える

子どもが学校で過ごす時間だけでなく、様々な機会を通じて学び、健やかに育つことができるよう、家庭や行政、地域、企業、大学などが協力し、子どもの学びを支える環境を作ります。

教育委員会だけでなく、市長部局の各部局が専門とする分野を活かした子どもに対する支援を行います。

## 堺市教育大綱

令和 3 (2021) 年 2 月

堺市 市長公室 政策企画部 政策推進担当

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

電話 : 072-228-7517 FAX : 072-222-9694

メール : [seisaku@city.sakai.lg.jp](mailto:seisaku@city.sakai.lg.jp)

ホームページ : <http://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市配架資料番号 1-K1-21-0025

